

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

仕事と家庭を両立しながら働ける環境をつくることにより、従業員が能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定しました。

1．計画期間：平成 29 年 9 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日

2．内容

目標 1

妊娠中の女性職員が使える制度として、「母性健康管理のための休暇」を新規導入、就業規則に追加

<対策>

平成 29 年 1 月～ 就業規則に追加
平成 29 年度～ 制度の職員への周知、利用促進

目標 2

出産後も仕事と家庭を両立しながら働くための制度を周知し、離職の防止に繋げる

<対策>

平成 30 年 1 月～ 育児休業、育児短時間制度、子の看護休暇制度、保育所など、利用可能な制度を一覧にし、より利用しやすくする
平成 30 年 6 月～ 対象者への配布開始

目標 3

出産・育児等による退職者の再雇用制度の整備

<対策>

平成 29 年 9 月～ 退職者が安心して再就職できるよう希望のヒアリング、復帰先職場の環境整備および受け入れ体制を構築する

一般事業主行動計画策定日：平成 29 年 9 月 1 日
一般事業主行動計画策定届提出日：平成 29 年 9 月 13 日